

第37回 地方分権改革有識者会議
第91回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事概要

開催日時：令和元年6月28日（金）14：00～15：24

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長（司会）、市川晃議員、後藤春彦議員、小早川光郎議員、勢一智子議員、谷口尚子議員、三木正夫議員

〔提案募集検討専門部会〕高橋滋専門部会長、磯部哲構成員、大橋洋一構成員、小早川光郎構成員、勢一智子構成員（小早川光郎構成員及び勢一智子構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）

〔政府〕片山さつき内閣府特命担当大臣（地方分権改革）、中根一幸内閣府副大臣、山崎重孝内閣府事務次官、山野謙内閣府地方分権改革推進室次長、加瀬徳幸内閣府地方分権改革推進室次長、齋藤秀生内閣府地方分権改革推進室参事官

議題

- （1）専門部会の設置規定の改正について
 - （2）令和元年の提案募集方式等に係る今後の検討の進め方について（地方からの提案状況の報告、重点事項の検討等）
 - （3）地方支援の取組について
-

1 冒頭中根内閣府副大臣から以下の趣旨の挨拶があった。

（中根内閣府副大臣）皆様方におかれては、日頃より地方分権改革の推進に御尽力を賜り、心から改めて感謝申し上げます。

地方の発意に根差した息の長い取組として導入された、提案募集方式も、今年6年目に入ったところであり、本年は、300件を超える提案をいただいた。特に市区町村については、提案団体数や提案件数、共に昨年を上回り過去最多となっている。今後、有識者会議・提案募集検討専門部会で充実した御審議をいただくとともに、内閣府としても、国、そして地方の調整役として鋭意進め、年末の対応方針の決定に向け、いただいた提案の最大限の実現を図ってまいりたい。

皆様には、大変お骨折りいただくことになると思うが、引き続き地方分権改革の推進に向け御尽力をいただくようお願い申し上げます。

2 次に新たに地方分権改革有識者会議の議員に就任した三木正夫議員から就任の挨拶があった。

（三木議員）皆さん、こんにちは。今度、新たに全国市長会の代表として就任した長野県須坂市長の三木です。

須坂市は、長野市のすぐ隣にある。私は、県職員と市長と約半世紀やっているが、市

町村行政は地方自治のもとであり、また、日本を元気にするには市町村行政が大事ではないかなと、50年間の感想を持っている。また、こういう形で地方分権を進めていくということが、地方を元気にする最たる方法ではないかなと思っている。今までの皆様の御尽力に感謝申し上げるとともに、私としても、一員としてしっかり取り組んでまいりたい。

3 次に、専門部会の設置規定の改正について高橋部会長から提案があり、了承された。

(高橋部会長) 提案募集検討専門部会では、毎年、重点事項について、関係府省、地方三団体からヒアリングを行うなど、提案の実現に向けた議論を行っているところである。今後、一層強力に提案募集方式を推進していくに当たり、当部会の役割も重要になってきていることから、検討体制の強化として、新たに部会長代理を置けるよう、設置規定の改正をお願いしたい。

その上で、大橋構成員を部会長代理に指名することとしたい。

(神野座長) 前回2月20日に地方分権改革有識者会議と提案募集検討専門部会の合同会議が開催された。ここでも今後の分権改革の方向性について議論したが、その際、提案団体により一層寄り添い、提案募集方式を着実に強力に推進していくという方向性が確認された。これを踏まえ、推進体制を強化するべく部会長代理を置きたいという提案である。部会長が提案したとおり、有識者会議として御了承いただいたということによろしいか。

(「異議なし」と声あり)

4 次に、令和元年の提案募集方式等に係る今後の検討の進め方について、加瀬次長から説明があり、その後、意見交換が行われた。

(加瀬次長) 資料2は、スケジュールで、2月の会議以降の作業実績、今後のスケジュールについて整理したものである。

参考1は平成30年の提案募集に基づく第9次地方分権一括法案の概要である。

参考2は前回の有識者会議以降の3月28日に提案募集検討専門部会を開催した概要である。

資料3は令和元年の地方からの提案と検討区分別の状況であり、提案総数は301件で引き続き300件台である。

資料4は提案の特徴である。

資料5は提案状況、当初共同提案の状況である。

資料6は、重点事項に関するメルクマール(案)である。

資料7は重点事項について（案）である。

資料8は行政事務の効率化・迅速化の観点から重要事項に並んで重要なテーマとして調整していきたいものである。

（高橋部会長）

本年においても地方から300件を超える提案をいただいた。また、本年は、市区町村の提案団体数、提案件数ともに、昨年を上回り、過去最多となった。特に提案団体数については、市町村が参加する様々な共同提案の取組などもあり、提案の裾野の拡大が図られている。

提案の内容についても、子ども・子育てや医療・介護、土地等の有効活用に関するものを初めとし、幅広い分野の提案をいただいた。地方の現場で解決が待たれている多くの課題があるということを改めて認識した。

また、前回の有識者会議において、フォローアップ案件の進捗状況を強化することになったが、これを踏まえ、3月28日に提案募集検討専門部会を開会し、学校給食費に係る児童手当からの特別徴収、町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止、乗用タクシーによる有償運送を可能とするための規制緩和の3件について関係府省からヒアリングを行い、現在の検討状況や今後のスケジュール等の説明を受けた。これについては、引き続き検討状況の説明を求めており、本年の重点事項に関するヒアリングの中で引き続き審議していく所存。

提案募集検討専門部会としては、本年も充実した審議に努め、地方からの提案の最大限の実現に向けて検討を進めてまいりたい。

（後藤議員） 町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止についてだが、これは全国町村会からの強い要望だと認識している。実は、東京区部にも同様の要望があり、用途地域などは東京都の同意が必要になっているので、町村のみならず区も含めた御検討をいただきたい。

（山崎内閣府事務次官） これは昔の経緯があり、東京市が一体性を持っていたという前提があって、東京23区は東京市であった。その経過から来ている規定と思うので、23区に関しては事務局で少し検討させたほうがいいと思う。

（大橋構成員） 提案の中に、今年も従うべき基準についての課題が含まれていると思う。これは、個別の検討に入ると、一個一個の案件に追われ、秋まで忙殺されてしまうと思うので、その準備の過程で事務局に目を光らせていただきたい。従うべき基準に関して、立法段階において従来のルールから見てルーズになっているところはないのかという観点からチェックしてほしい。

また、従うべき基準と参酌すべき基準が、実際の一つの事務の中で入り混じっていて、現場で判断がつかず、みんな同じように従ってしまっているなど複雑化を生み出している点も重視すべきである。

あとは、特に福祉の分野で画一主義が人員とか組織について求められることに起因する提案が従来から多いので、特に従うべき基準の関連で、どこにそういう画一的思考が存在するのかという意識を持ちながら対応を検討いただきたい。

(小早川議員) 提案件数で都道府県、市区町村の数が動いている。市区町村からの提案が着実に増えていることは結構だが、都道府県からの提案が減っているということを経務局としてどのように捉えているか。

また、提案を促すよう事務局でいろいろな手だてをとっていると思うが、その辺で力のかけ方が違ったりすることもあるのか全体の事情を伺う。

(山野次長) 今年は46都道府県だったものが47都道府県になり、団体数自体は1個増えている。提案の数は若干減っているが、これまで都道府県のほうはかなりいろいろな提案を出してきている。これは権限移譲も含めてだが、そういった意味で、案件数としては定着してきたものと思料される。

それから、事務局としては、県を通じて市町村の提案を促していかなければいけないということで、全体の支援の力点を市町村のほうにシフトしてきた。その結果、市町村のほうは、提案が増えてきている。

(市川議員) 5年目に入って、いろいろな提案が出てきて、ある程度類型化されるようなものがあると思う。先ほど意識の問題というのがあったが、自治体からの提案とは逆に、実際に司っている中央省庁のほうから、過去の例も見てむしろこういうものは分権に落とし込んだほうが良いというような提案はこれまで出てきているか。

(山野次長) 提案募集の仕組みそのもののきっかけは都道府県、市町村からの提案であるため、国からは是非分権したいという提案は、残念ながらこの仕組みの中では出てきていない。ただ、実際、提案が出てきたときに、国でもこれはやらなければいけないと共感を持っていただくものが増えてきているのは事実としてある。数は多くないが、省庁のほうからも、これは地方に任せていきましょうという意見が見受けられることもある。

(三木議員) 今の省庁からの提案の関係だが、どうしてもお互いにプライドみたいなものがあると思う。逆に、省庁から提案してもらったことを、「いいね！」じゃないが、そういう方式で考えていくことも大事ではないかと思う。

もう一つ、資料の18ページの22番、地域未来投資法と農村産業法に基づく開発の関係

についてだが、私ども、40haほど地域未来投資法でやっている。おかげさまで農水省と経済産業省の理解を得て順調に進めている。地域未来投資法と農村産業法について、こういう提案がなされているが、農地の規制というのは大変なものである。そのため、これをクリアすると、かなり地域の開発ができると思う。

私どもは、インターの周辺に今まで農地があったが、それが全然開発できなかった。ところが、農業後継者がいなくなったりするので、荒廃地が増えてきたりしている。

それから、就職先がないので、帰ってきて勤めるところがない。こういう形で法律に基づいて産業団地とか商業施設ができれば、就職先ができる。もう一つ、大変ありがたいのは、私どもは長野市の隣であり、長野市の加藤市長が非常に積極的で、須坂市にできることによって、長野広域なり長野県の北の地方が全体としてよくなればいいという広い心を持ってやっていただいているもので、私どもも非常にやりやすい。そういう面で、広域も含め、地域未来投資法をうまく活用されていくことが、これから大事ではないかなと感じている。

(勢一議員) 今年度もたくさんの提案を頂戴しまして、提案募集検討専門部会の一員としても気が引き締まる思いである。量より質であると思っているが、量もそれなりにあり、特に市町村の提案が増えて、現場からの期待も大きいのだろうと思い、頑張っ

て努めたい。共同提案が今年度も増えていて、かなり多様な連携を組んで検討していただけている。たくさんの自治体が集まって問題意識を共有して議論して提案を出してくれる形は、その現場でいろいろな問題点の指摘がなされ、それが提案につながっているということである。提案の内容自体が成熟しており、多角的な視点が入ってきているので、かなり汎用性のある制度議論ができるのではないかと期待を寄せている。

参考資料2に追加共同提案団体の名前が挙がっているが、九州から出てきた提案に北海道や東北の自治体が追加共同提案で挙がってきている。このような提案は、恐らく地域限定ではなく、全国に波及する普遍的な問題を含んでいるのではないかなと思う。今後は提案団体の地域性や規模感なども分析し、制度全体としてどういうところに弱点が残っているのかという議論はすることができると思う。

資料8では、電子化・オンライン化を中心とした行政効率化について、重要なテーマとして位置づけて取り組むという形になっている。電子化・オンライン化は、行政のやり方を変える大きなきっかけになるわけだが、現場では1自治体が対応するにはなかなか難しい部分がある。そのため、ここに出てきた汎用性のある視点、仕組みを、少し丁寧に整理し、自治制度全般の改善に資するようなヒントをいただけたらと思う。

(谷口議員) 今年もまた夏に大変なエネルギーを投じて検討されるかなと思う。本当に感謝を申し上げる。市町村からの申請も増え、連携も増えており、会議の中で毎年、話し

合われていることが本当に前進につながっていると実感している。

資料8のオンライン化について、申請自治体が過去の申請事例などを調べる時に、どのように申請したり、どのような観点で書くと通って、そうでなければ落ちたということも、オンラインで確認できると便利だと思う。また、それが規制緩和の中で実体化された時、何がうまくいったかというフォローアップの実態なども資料になると、巨大なオンラインアーカイブとなり、とても助けになるのではないかと思う。

(磯部構成員) これから個々の案件、一個一個、丁寧に対応して検討していきたいと思っている。従うべき基準のところでは、そもそもルーズになっているところはないかという意識で、制度の成り立ちからきちんと見ていただきたい。

最後の参考資料5で平井議員も書かれているが、従うべき基準にどうしてもなっていると、そもそも参酌すべき基準に一律に見直してはどうかという、そもそもの基準のあり方論といったところも考えなければいけないのではないか。

できれば、今後、制度を所管する省庁の方には、一つ一つの提案についてきちんと対応していただければと思うが、一個ずつその都度やればいいのかではなくて、同じような、同根の問題はほかにもあり、この際、一挙にまとめて考えるという姿勢で対応していただくと、もう少し効率よくやっていけるところもあるのではないかという感覚がある。私は一個一個、目の前の課題をやっていこうとは思っているが、中長期的な課題としては、そういう感じのことも考えていっていただければと感じている。

(大橋構成員) 従うべき基準が重点になると思うが、子ども・子育てとか高齢者が関わるものであるため、どうしてもそういう方の安全や安心の面を削るのかという意見が社会的に出てくる。そこをクリアしながら地方公共団体の要請に応えていかなければいけない。

基準で出ているものをたんに低下させることをしているのではなく、同じ目標到達点に行きたいのに、こういうやり方でなくても、こういう条件をつけて、こういうやり方でクリアしたいのでお願いしますという、性能基準のような形で、達成のルートについては地方公共団体にお任せいただきたい、考えさせていただきたいという形で提案しているのが実態だと思う。決して切り下げることだけではないので、そこを丁寧に説明しながらやっていくことが大事だと思う。

(高橋部会長) いろいろと貴重な御意見賜り、御礼申し上げます。本年度の作業に参考にさせていただき取り組んでいきたい。

最後に、資料8、この課題は重要だと思っており、社会変化とか産業構造の変化の中で、行政のデジタル化・オンライン化というのは極めて喫緊の課題だと思っている。片山大臣のもとで、規制改革のほうでも、この話に取り組んでいると聞いている。そうい

う意味で、事務局でも視点は事業者の目線と地方公共団体の目線は違うが、同じように日本の行政全体のあり方を変えていくという点では共通すると思うので、情報の共有とか各府省に対するアプローチの仕方等、規制改革室と連携して進めていただけると、より取り組むが進むと思うので、その点はお願いしたい。

(市川議員) 資料8について、オンライン化を進める上で、ビジョンが非常に重要だと思う。一步間違えば仕事が増えるということにもつながるので、単なる電子化とか利便性だけでなく、その先にあるものは何かということは明確にする必要があると思う。それは、業務改革であり、働き方改革であり、地方の現場の職員の方の仕事の中身が変わるのだと、職員の方の時間の価値を変えていくのだということが必要だと思う。そして、これの進む先には住民との接点が増える、地域社会の問題解決に職員の方が注力できるというビジョンを明確にした上で、是非進めていただきたい。

(神野座長) 大変多くの建設的な御意見、頂戴いたしました。事務局の提案した方向で進めていくが、そのために、より有効に、より効率的に進めるアドバイス等々を頂戴したという印象を抱いている。

そうすると、今回お諮りしておかなければならないことは、これから提案募集検討専門部会で検討していくわけだが、その重点事項については、資料6及び資料7のとおりとし、本日の議論を参酌しながら、今後検討を進めていくことにしたいということで御承知おきいただきたいがよろしいか。

(「異議なし」と声あり)

5 地方支援の取組について山野次長から説明があり、その後、意見交換が行われた。

(山野次長) 資料9は地方支援の取組実績である。2月の有識者会議での意見も踏まえ、基礎自治体を中心に丁寧な支援に取り組んできた。これまで市町村から提案がなかった山形県、これはサテライトオフィスを初め、いろいろな研修を行ってきた。全国77カ所で研修を開催し、裾野の拡大に努めてきた。

また、提案募集を簡単に説明できるリーフレットを入門ガイドとして作成したり、あるいは新たに政府インターネットテレビ等の取組を行ってきた。丁寧な支援という観点からさまざまな取組を行ってきた。

6 最後に片山内閣府特命担当大臣から以下の挨拶があり、閉会した。概要は以下のとおり。

(片山内閣府特命担当大臣) 本日は、令和元年の提案募集の今後の進め方につきまして御審議いただき、感謝申し上げます。

皆様の御議論のおかげで、地方から強い御要望のあった放課後児童クラブの従うべき基準の参酌化をはじめ、13の法律を改正する第9次地方分権一括法が、5月31日成立、6月7日公布ということになり、改めて厚く御礼申し上げます。この改正が早く生かされ、住民サービスの向上につながることを本当に期待している。移譲される事務・権限等については、関係府省と連携し、財源措置、制度改正に係るマニュアルの整備、研修の実施など、必要な支援を行っていく。

特に、今回は放課後児童クラブについては、長い議論があり、質が落ちるのではないかということ懸念されたが、地方から何年も続いて議論が出てきており、もともこの行政自体が地方から立ち上がったものであったということで、見直しが実現した。また、このところいろいろ議論していると、日本の子供たちの学力の低下というのを危惧する声も非常に大きい。

放課後児童クラブも放課後子ども教室も、従うべき基準の参酌化をきっかけに、地域の子育て政策を首長の皆さんがそちらの方向に持っていきたくないかという期待が大きく、各自治体もそういった方向を考えなければいけないという声は出ている。特に、今度、英語やプログラミングが入ってきたということになると、従来どおりのやり方、通常の時間内だけではなかなかうまくいかないだろうという意識は強い。

それから、議論になっていた資料8、電子化・オンライン化については、骨太の方針や、未来投資戦略、規制改革実施計画などいろいろなところにこれを書き込まれている。市川議員からは、経営者の御視点もあって、そういった御指摘もあり、実際、全国市長会や町村会はレベル的についていけないか危惧されているが、このようなBtoBではなくインサイドBのような話については、ある程度統一して、みんな横に並んできちんとやっていかなくてはならない。レベルの差があった人たちは引き上げ、統一化しないと意味がないということがある。

同時に、行政が今、地域経営化させようという方向で、我々もまち・ひと・しごと創生の基本方針も出した。1788の自治体が生き残りを考えて合理化していくということになると、地域経営のセンスを持っていただかないと困るので、それについては、原則論としてはみんなそうだねということになったが、その方法としては、過度な画一化は今のIT技術だと必要ない。つまり、標準APIがあれば全部つながるので、過度な画一化を行うと、導入時点以降に古くなったときに我々も責任が持てない時代になってきている。その辺が余り理解されていないところがある。

そのため、時代がアジャイルな時代になり、かつ、5Gも入り、IT化されることの意味合いも物凄く進化し、それがどんどん変わっていく状況であると、それを説明し、正しく理解いただかないと、正しい規制改革を持ってきてもらうのもなかなか難しいのではないかと思う。この間もe-ラーニングの講座の話をお聞かせいただいたが、そういうと

ころも日進月歩でやっていかないければならぬ。改革を望むほうが今、何ができるのかがわかっていないという状況がある。これは、余りにスピードが速いので、恐らく先進的な企業でも苦勞されているのではないかと思う。それが当たり前になっていく時間が数カ月なので、そういうことをやっていかなければいけない思っている。

全体に広げていくための提案を、皆様からいただいたことは、全くごもつともであり、特に教育・福祉関係が多い。それから規制改革もそうだが、農業関係もいまだに多い。そのようなところについては、規制改革でも言われ、地方分権でも言われ、未来投資戦略でも言われ、恐らく全部横連携しているので、そこは私どももきちんと目配りをして、おかしなことがないようにしたいと思う。

例えば、日本が夫婦別姓を法的に認めないことは、憲法上も違憲ではないという判決が出ているが、不便がないよう、規制改革で女性の多い職業について、望めば全部、旧姓をお使いになりたい方もどうぞ、変える方もどうぞとしたのだが、職業にすくい漏れが当然ある。それを全部列挙しているわけにもいかないで、そういうものがあればほかにも広げるようにしますといった文章も入れて閣議決定したので、これからはそういう分野があるとわかれば、そういうオペレーションもしていかないと笑われてしまうのかなというのはごもつともである。

これから、皆様に本当に御迷惑をおかけし、お忙しくしていただくことになるが、何か気になることがあったらおっしゃっていただき、できるだけ合理的に快適に審議が進められるように期待して、我々も責任を持ってまいりたい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)